

# 女性用ハイヒールの靴底に赤色を付した商品につき混同の おそれが否定された事例 (ルブタン事件)

知財高裁令和4年12月26日判決(令和4年(ネ)10051号) (最高裁ホームページ)

> 知的財産法研究会 大和ハウス工業株式会社法務部 弁護士 **今田 早紀**

## 第1 事案

#### 1 事案の概要

控訴人Xは、高級ファッションブランド「クリスチャン ルブタン」(以下「ルブタン」という。) のデザイナーであり、控訴人クリスチャンルブタン エス アー エス (以下「控訴人会社」という。) の代表者であった者である。

控訴人会社は、婦人靴(女性用ハイヒールを含む。)等のルブタンの商品の製造販売等を業と するフランス法人の会社である。

被控訴人は、婦人靴の製造販売等を業とする株式会社である。

本件は、控訴人会社が製造・販売する女性用ハイヒールの靴底にパントン社が提供する色見本「PANTONE 18-1663TPG」を付したもの(以下「原告表示」という。)は周知・著名な商品等表示であるとして、被控訴人がこれに類似する女性用ハイヒールを販売等する行為は不競法2条1項1号又は2号に該当すると主張し、販売等の差止め、商品の廃棄、損害賠償等を求めた事案である。

## 2 原告表示および原告商品

原告表示は女性用ハイヒールの靴底に「PANTONE 18-1663TPG」(以下「原告赤色」という。)を付す構成からなる表示である。

原告商品の外観は中央及び右の写真のとおりである。ルブタンの女性用ハイヒールは全て、革素材の靴底が原告赤色でラッカー塗装されており、いわばマニュキュアのような光沢がある赤色である。

原告商品の中敷きには「ルブタン」のブランドロゴが付されている。







## 3 被告商品

被告商品の外観は、以下の写真のとおりである。

被告商品の靴底は、赤色のゴム素材である。靴底に特段塗装はされていないため、色は光沢がない赤色である。また、被告商品の中敷及び靴底には、金色で「EIZO」のロゴが付されている。





### 4 原告表示の商標登録手続

- (1) 控訴人Xは、平成27年4月1日、指定商品を女性用ハイヒール靴として、原告表示の商標登録出願(商願2015-29921)をした。これに対し、特許庁審査官は、令和元年7月29日付けで原告表示は、商品の特徴を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるから、商標法3条1項3号に該当し、また、使用された結果、需要者が何人かの業務に係る商品であると認識することができるに至っているということはできず、同条2項の要件を具備しないなどとして、拒絶査定をした。
- (2) 控訴人Xは、令和元年10月27日、上記査定について拒絶査定不服審判(不服2019 14379) を請求した。これに対し、特許庁は、令和4年5月10日、「本件審判の請求は、成り立たない。」 との審決をした。
- (3) なお、控訴人Xは、令和4年8月17日、上記審決の取消しを求める訴訟を提起したが、本判 決後の令和5年1月31日にこれも棄却された。

#### 5 原告商品の販売状況

原告商品は、最低でも8万円を超える高価格帯のハイヒールであり、10万円を超えるものも珍 しくはない

控訴人会社は、遅くとも、平成10年までに、日本において原告商品の日本での販売を開始し、 平成21年9月にはルブタン日本法人を設立して、平成22年2月に松屋銀座店を、同年10月に日本 初の路面店を銀座にオープンした。

原告商品は、ルブタン日本法人運営のオンラインショップのほか、路面店、高級百貨店内その 他の商業施設内の店舗のほか、セレクトショップ、アウトレットモールでも販売されている。